

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付申請をする

皆様へのお願い

1. 制度について

小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、在宅で療養する大分市民の児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。(世帯全員の市民税額に応じ、一部自己負担が発生します。)

なお、他の制度で日常生活用具の給付を受けることができる方は申請できません。

また、購入前の申請となりますので、ご注意ください。

2. 申請に必要な書類

- (1) 日常生活用具給付申請書 (窓口で記入します)
- (2) 所得・税額調査同意書(窓口で記入します)
- (3) 購入予定用具の見積書
- (4) 購入予定用具の仕様書やカタログ
- (5) 小児慢性特定疾病医療受給者証

左記のほか、次の①②もご持参ください

①ご家族全員の個人番号 (マイナンバー) を確認できるもの
通知カード、個人番号付きの住民票、個人番号カード

②窓口へ来られる方の身元確認のできるもの

運転免許証、パスポート等、官公署発行の顔写真付のもの

※顔写真が無いものは2種類以上をご用意ください



3. 申請場所

大分市保健所 保健予防課 管理担当班

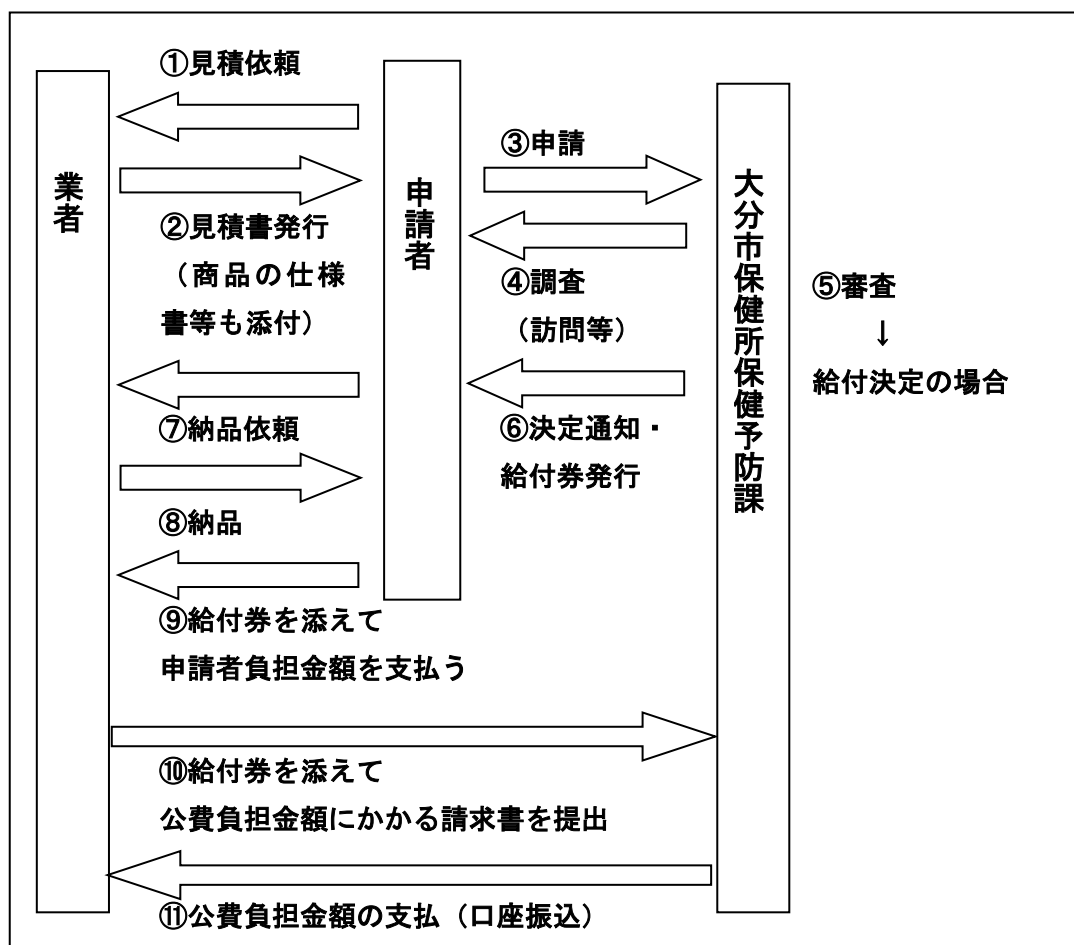
〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号 大分市保健所 2 階 6 番窓口

TEL 097-535-7710

4. 申請の結果とその後について

結果については、申請後、調査 (保健師による訪問、電話等)・内容審査のうえ、郵送にて通知いたします。給付決定の場合は、日常生活用具給付券を同封いたしますので、この給付券に記載されている負担金額を業者に直接お支払ください。なお、給付券は負担金額のお支払の際に業者へお渡しください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付申請の流れ



業者の方へ

1. この制度は、申請者が商品を購入する前に申請が必要です。また、申請後に調査・審査を行いますので、給付の決定に1～2週間要します。
2. 申請者へ見積書の発行をお願いいたします。なお、商品のカタログ等、商品の仕様・性能がわかる書類も添付願います。また、納品に要する日数も申請者へお伝えください。
3. 給付が決定した場合、申請者から連絡があります。納品の際、給付券を申請者から受け取り、給付券に記載されている「⑩対象者の扶養義務者が支払うべき金額」を申請者から受け取ってください。
4. 給付券の⑮～⑰欄につきまして、記入・押印をお願いいたします。
5. 給付券に記載された請求期限までに、給付券を添えて公費負担額にかかる請求書を大分市保健所 保健予防課（大分市荷揚町6番1号 大分市保健所2階 6番窓口 TEL 097-535-7710）へご提出ください。なお、請求書の作成前に、一度ご連絡ください。

日常生活用具一覧

| 種 目 | 対 象 者 | 性 能 等 |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 便器 | 常時介助を要する者 | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。) |
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。 |
| 入浴補助用具 | 入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 特殊尿器 | 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 体位変換器 | 寝たきりの状態にある者 | 介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 |
| 車いす | 下肢が不自由な者 | 小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 |
| 頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する者 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| クールベスト | 体温調節が著しく難しい者 | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。 |
| 紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者 | 紫外線をカットできるもの。 |
| ネブライザー(吸入器) | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。 |
| ストーマ装具(畜便袋) | 人工肛門を造設した者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| ストーマ装具(畜尿袋) | 人工膀胱を造設した者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 |

申請者負担金額

| 徴収基準額表 | | | | | | |
|--------|---|-----------------------|-------|--------|---|-----|
| 階層区分 | 世帯の階層（細）区分 | | | 徴収基準月額 | 徴収基準加算月額 | |
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | | 円 0 | 円 0 | |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯 | | | 1,100 | 110 | |
| C階層 | A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の均等割の額のみ課税世帯 | | | 2,250 | 230 | |
| D階層 | A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得割の年額3,000円以下 | | D1 階層 | 2,900 | 290 |
| | | 3,001 ～ 5,800 円 | D2 " | 3,450 | 350 | |
| | | 5,801 ～ 8,700 円 | D3 " | 3,800 | 380 | |
| | | 8,701 ～ 13,000 円 | D4 " | 4,250 | 430 | |
| | | 13,001 ～ 17,400 円 | D5 " | 4,700 | 470 | |
| | | 17,401 ～ 22,400 円 | D6 " | 5,500 | 550 | |
| | | 22,401 ～ 28,200 円 | D7 " | 6,250 | 630 | |
| | | 28,201 ～ 58,400 円 | D8 " | 8,100 | 810 | |
| | | 58,401 ～ 75,000 円 | D9 " | 9,350 | 940 | |
| | | 75,001 ～ 96,600 円 | D10 " | 11,550 | 1,160 | |
| | | 96,601 ～ 121,800 円 | D11 " | 13,750 | 1,380 | |
| | | 121,801 ～ 175,500 円 | D12 " | 17,850 | 1,790 | |
| | | 175,501 ～ 221,100 円 | D13 " | 22,000 | 2,200 | |
| | | 221,101 ～ 380,800 円 | D14 " | 26,150 | 2,620 | |
| | | 380,801 ～ 549,000 円 | D15 " | 40,350 | 4,040 | |
| | | 549,001 ～ 579,900 円 | D16 " | 42,500 | 4,250 | |
| | | 579,901 ～ 700,900 円 | D17 " | 51,450 | 5,150 | |
| | | 700,901 ～ 849,000 円 | D18 " | 61,250 | 6,130 | |
| | | 849,001 ～ 1,041,000 円 | D19 " | 71,900 | 7,190 | |
| | | 1,041,001円以上 | D20 " | 全額 | 左の徴収基準額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円 | |

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、

夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数ヵ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての扱いは行わないものとする。

ウ 認定は、次に掲げるところによるものとする。

(7) 認定の基礎となるのは、次に掲げる法律及び通知によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とする。

(i) 所得税法（昭和40年法律第33号）

(ii) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

(iii) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）

(iv) 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

(イ) 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯で、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じると市長が認めるものについては、本通知の規定による再計算を行うものとする。

(ウ) 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率により算出された額を用いることとする。

(エ) まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をいないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をいないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

(オ) 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

この表により算定した負担金の月額適用時期は、その年度の7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実

情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

Q&A

Q1：レンタルに適用できますか？

A1：購入する場合に事前に申請となりますので、レンタルには適用できません。

Q2：同時に複数の種目（特殊寝台と特殊マット等）の申請ができますか？

A2：可能です。同月内に複数の種目を申請し給付が認定された場合の申請者負担金額は、月額で算定するので1つの種目のみ負担となります。

なお、紫外線カットクリーム・ストーマ装具・人工鼻については1回の申請で複数個購入できます。使用期限等を考慮して半年分や1年分等の見積書を事業者からもらって申請し、まとめて購入することが可能です。

Q3：小腸皮膚瘻の状態で人工肛門は造設していないが、ストーマ装具の申請はできますか？

A3：申し訳ないですが申請の対象とはなりません。仮設でも構いませんが、人工肛門や人工膀胱を造設した方がストーマ装具の申請対象となります。